皇室事項

御祝電

天皇陛下は、新年に際し、次の各国元首とそれぞれ御祝電を交換された。

ロシア国大統領閣下

マリ国大統領閣下

カメルーン国大統領閣下

天皇陛下から各国の新年に際して次の各国元首へ発せられた御祝電に対し、新年に際して天皇陛下へ御祝電を寄せられた。

バーレーン国国王陛下

モロッコ国国王陛下

エジプト国大統領閣下

御祝電及び御答電

新年に際し、次の各国元首から天皇陛下へ御祝電を寄せられ、これに対しそれぞれ天皇陛下から御答電を発せられた。

クウェート国首長殿下

アラブ首長国連邦大統領ハリーファ殿下

モルディブ国大統領閣下

官庁報告

法　務

公証人任免

森悦子は公証人に任命され、東京法務局所属公証人坂井靖の後任を命ぜられた。（二月十五日）（法務省）

労　働

最低工賃の改正決定に関する公示

愛知労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、愛知県車両電気配線装置製造業最低工賃（平成24年愛知労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成30年２月23日　　愛知労働局長　木暮　康二

愛知県車両電気配線装置製造業最低工賃

1　適用する家内労働者　愛知県の区域内で車両電気配線装置製造業に係るカプラー差し、チューブ通し及び防水栓通しの業務に従事する家内労働者

2　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の業務欄、内容欄及び規格欄の区分に応じ、１本につき、金額欄に掲げる金額

業　務	内　容	規　格	金　額
カプラー差し	電線の端末に取り付けられた端子をカプラーに差し込むことをいう。	20センチメートル以下の電線について行うもの	１本につき 40銭
		20センチメートルを超え50センチメートル以下の電線について行うもの	１本につき 49銭
		50センチメートルを超え２メートル以下の電線について行うもの	１本につき 58銭
		２メートルを超える電線について行うもの	１本につき 66銭
チューブ通し	電線の被覆を保護するため丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。	15センチメートル以下のチューブについて行うもの	１本につき 30銭
		15センチメートルを超え50センチメートル以下のチューブについて行うもの	１本につき 59銭
		50センチメートルを超え１メートル以下のチューブについて行うもの	１本につき 71銭
防水栓通し	カプラーにはめ込む前に防水栓に電線を通すことをいう。（手工具を使用せずに行うものに限る。）		１本につき 48銭

4　効力発生の日　平成30年３月25日

国家試験

平成29年度１級及び２級管工事施工管理技術検定合格者の公告並びに合格証明書交付申請の受付

施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第８条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年２月23日

国土交通大臣　石井　啓一

1　平成29年度１級管工事施工管理技術検定合格者　平成29年度１級管工事施工管理技術検定に合格した者は、6,421名である。

2　平成29年度２級管工事施工管理技術検定合格者　平成29年度２級管工事施工管理技術検定に合格した者は、5,903名である。

3　合格者の受験番号の掲示　合格者の受験番号を次の国土交通省北海道開発局、同各地方整備局及び内閣府沖縄総合事務局において掲示する。

・札幌市北区北八条西２丁目　国土交通省北海道開発局営繕部技術・評価課

・仙台市青葉区本町３－３－１　国土交通省東北地方整備局営繕部技術・評価課

・さいたま市中央区新都心２－１　国土交通省関東地方整備局営繕部整備課

・新潟市中央区美咲町１－１－１　国土交通省北陸地方整備局営繕部計画課

・名古屋市中区三の丸２－５－１　国土交通省中部地方整備局営繕部技術・評価課

・大阪市中央区大手前１－５－44　国土交通省近畿地方整備局営繕部技術・評価課

・広島市中区上八丁堀６－30　国土交通省中国地方整備局営繕部技術・評価課

・高松市サンポート３－33　国土交通省四国地方整備局営繕部技術・評価課

・福岡市博多区博多駅東２－10－７　国土交通省九州地方整備局営繕部技術・評価課

・那覇市おもろまち２－１－１　内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課

4　合格証明書の交付申請

(1)　申請することのできる者　一般財団法人全国建設研修センターの行う平成29年度１級又は２級管工事施工管理技術検定実地試験に合格した者

(2)　提出書類　合格証明書交付申請書及び添付書類（ホームページアドレスhttp://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/sinsei/eizen_sinsei00000004.htmlを参照。）

(3)　申請の受付期間　平成30年２月23日（金）から平成30年３月９日（金）までとする。（受付期間締切日の消印有効。ただし、氏名、本籍地等に変更がある場合及び上記受付期間後の申請については、ホームページアドレスhttp://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/sinsei/eizen_sinsei00000004.htmlを参照。）

(4)　申請書の郵送先　〒150―8681 渋谷郵便局留日本情報産業株式会社（ただし、氏名、本籍地等に変更がある場合及び上記受付期間後の申請については、ホームページアドレスhttp://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/sinsei/eizen_sinsei00000004.htmlを参照。）

(5)　合格証明書の交付　受付期間に受理した申請者に対して平成30年３月下旬頃に合格証明書を交付する。